

那覇市公報

第 1 6 5 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（情報政策課）…………… 1543

○那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（こどもみらい課）…………… 1545

◇告 示◇

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（総務課）…………… 1546

○個人情報業務届出書及び個人情報業務変更届出書の公表について（総務課）…………… 1549

○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 1559

○自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）…………… 1559

◇公 告◇

○保留地の一般公開抽選処分について（市街地整備課）…………… 1560

○所有者不明土地（墓地）の所有権申請について（管財課）…………… 1561

○所有者不明土地（墓地）の所有権申請について（管財課）…………… 1562

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 1563

○那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定プロポーザルの実施について（文化振興課）…………… 1563

○那覇市公園駐車場有料化に関する社会実験の公募について（公園管理課）…………… 1565

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1568

◇監査委員公表◇

○那覇市職員措置請求監査結果について（公表）…………… 1569

規 則

那覇市規則第42号

平成27年12月 9 日

公 布 済

那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年那覇市規則第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(電子情報処理組織による申請等) 第4条 [略] 2～6 [略] 7 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子署名を行うこととされている申請等にあつては第1項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い次の各号のいずれかに該当するものと併せて送信することをいい、電子署名を行うこととされていない申請等にあつては第4項の規定により識別番号及び暗証番号を入力することをいう。 (1) [略] (2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書</u> (3) [略]	(電子情報処理組織による申請等) 第4条 [略] 2～6 [略] 7 [略] (1) [略] (2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項の署名用電子証明書</u> (3) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

那覇市規則第43号

平成27年12月16日

公 布 済

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成27年那覇市条例第40
号）の施行期日は、平成27年12月21日とする。

告 示

那覇市告示第 395 号

平成 27 年 12 月 14 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第19条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成27年11月9日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	上下水道局料金サービス課	目的外利用部課 又は提供先	企画財務部 企画調整課
業務の名称	平成27年国勢調査		
利用の区分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 平成27年11月10日 ☐ 随時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	水道に関する開栓情報のうち以下の項目 水道番号、水栓住所、異動区分、用途、料金区分、親子区分、使用者氏名、使用者住所、使用水量		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1 に該当) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	平成27年国勢調査の実施にあたり国勢調査令第12条第4項に基づき、オートロックマンション等居住確認が難しい世帯について、住民基本台帳を活用した補記を実施するための前段の確認作業として、水道の開栓情報により住民の居住確認を行うため。		
届出担当部課	上下水道局 料金サービス課 (担当 徳永 連絡先 941-7811)		

第10号様式(第19条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成27年11月18日

那覇市長 様

那覇市教育委員会 教育長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	教育委員会 学校教育部 学務課	目的外利用部課 又は提供先	外務大臣
業務の名称	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に関する情報の提供		
利用の区分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 平成27年11月13日 ☐ 随時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	学齢簿記載情報		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第2号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 () ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は提供をする理由	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第1項		
届出担当部課	教育委員会 学校教育部 学務課	電話	内2632

那覇市告示第 407 号
平成 27 年 12 月 15 日
掲 示 済

個人情報業務届出書及び個人情報業務変更届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書及び個人情報業務変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成27年10月16日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 秘書広報課			電話 (内) 2039
個人情報管理責任者	秘書広報課長			
業 務 の 名 称	ほう賞及び表彰に関する業務			
業 務 の 目 的	那覇市制施行95周年記念特別表彰要綱に基づく特別表彰者の推薦			
個人情報の対象者	特別表彰者			
業務の開始年月日	平成27年10月13日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☒ 団体加入 ☒ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性 審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(10月～ 5月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	節目の年度(5年毎)に実施する本業務を開始するための準備作業 (要綱制定等)を優先したため			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成27年11月9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部 生活衛生課			電話853-7963
個人情報管理責任者	生活衛生課長			
業 務 の 名 称	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する業務			
業 務 の 目 的	県からの移譲事務。新規施設届及び変更届の受理を行う。			
個人情報の対象者	届出者の代表者、建築物環境衛生管理技術者免状保持者			
業務の開始年月日	平成25年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (連絡先)	☐ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意 <u>法令等</u> ・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成27年11月9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部 生活衛生課	電話853-7963		
個人情報管理責任者	生活衛生課長			
業 務 の 名 称	水道法に関する各種申請事務			
業 務 の 目 的	県からの移譲事務。新規施設届、給水開始届、変更届の受理を行う。			
個人情報の対象者	水道施設届出者名及び代表者名、届出者住所等			
業務の開始年月日	平成25年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意、法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成27年11月9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部 生活衛生課	電話853-7963		
個人情報管理責任者	生活衛生課長			
業 務 の 名 称	調理師・製菓衛生師の免許申請、試験の申込等に関する受付業務			
業 務 の 目 的	県からの移譲事務。受付した申請書等の進達を行う。			
個人情報の対象者	調理師・製菓衛生師の免許申請者、試験の申込者など			
業務の開始年月日	平成25年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ そ の 他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☒ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☒ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成27年10月15日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	建設管理部 建設企画課	電話 2291		
個人情報管理責任者	建設企画課長			
業 務 の 名 称	平成27年度 那覇市住環境基礎調査(密集・まちなか居住)業務委託			
業 務 の 目 的	まちなかに住みたい居住者の志向にあった住宅に改善することで、居住者を増やし、まちなかの価値の向上を目的とする住宅ストック活用モデル事業の実施			
個人情報の対象者	モデル事業区域内の応募があった物件を所有する者 応募があった物件に入居を希望する者			
業務の開始年月日	H27年 10月 15日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☒ 年齢 ☒ 電話番号 ☒ メールアドレス ☒ 家族構成 ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外 (本人同意)・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(10月～3月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年11月9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	健康部 生活衛生課 電話853-7963		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成25年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	医事に関する業務 平成25年4月1日		
廃止又は変更の 理 由	個人情報の内容の追加		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	別紙	別紙	
備 考	当初の届出で不足していた箇所の訂正。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

別紙

変更前	変更後
（基本的事項） 氏名、住所、性別、生年月日、国籍、親族関係、その他 （社会的活動） 職業、地位、資格、賞罰 （心身） 健康状態、容姿、病歴、障害程度	（基本的事項） 氏名、住所、性別、生年月日、国籍、親族関係、 <u>本籍、続柄、婚姻関係</u> 、その他 <u>（思想・信条）</u> <u>犯歴等</u> （社会的活動） 職業、地位、 <u>学歴</u> 、資格、賞罰 <u>（経済的活動）</u> <u>収入</u> （心身） 健康状態、容姿、病歴、障害程度

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年11月9日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	健康部 生活衛生課 電話853-7963		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	年 月 日
業務の名称及び 開始年月日	薬事に関する業務 平成25年4月1日		
廃止又は変更の 理 由	①業務の目的について、当課の業務ではない事項が含まれていたため、削除 ②個人情報の対象者の追加 ③個人情報の内容の追加		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	別紙	別紙	
備 考	当初の届出で不足していた箇所、不要であった箇所の訂正。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

別紙

①業務の目的

変更前	変更後
医薬品等の品質・有効性及び安全性を確保するため、薬局等の薬事監視の強化、無承認無許可医薬品の指導取締り、医薬分業の推進を図ると共に、 <u>献血思想の普及を図り</u> 地域住民の医療の確保に努めている。 また、毒物劇物の危害防止のため、毒物劇物営業者等の監視業務を実施している。	医薬品等の品質・有効性及び安全性を確保するため、薬局等の薬事監視の強化、無承認無許可医薬品の指導取締り、医薬分業の推進を図り地域住民の医療の確保に努めている。 また、毒物劇物の危害防止のため、毒物劇物営業者等の監視業務を実施している。

②個人情報の対象者

（変更前） 薬局、医薬品販売業などの許可申請者

（変更後） 薬局、医薬品販売業などの許可申請者及び従事者等

③個人情報の内容

変更前	変更後
（基本的事項） 氏名、住所、性別、生年月日、国籍、親族関係、その他 （社会的活動） 職業、地位、資格、賞罰 （心身） 健康状態、容姿、病歴、障害程度	（基本的事項） 氏名、住所、性別、生年月日、国籍、親族関係、 <u>本籍</u> 、その他 （社会的活動） 職業、地位、資格、賞罰、 <u>学業成績</u> （ <u>経済的活動</u> ） <u>収入</u> （心身） 健康状態、容姿、病歴、障害程度

那覇市告示第 435 号

平成 28 年 1 月 4 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき平成 27 年 11 月 27 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	石田 友樹	外科	はいさいクリニック
2	石田 吉樹	泌尿器科	はいさいクリニック
3	酒井 拓	内科	大浜第一病院
4	安里 良	眼科	安里眼科 おもろまち駅前
5	玉城 光由	泌尿器科	那覇市立病院
6	眞志取 多美	内科	那覇市立病院

那覇市告示第 436 号

平成 28 年 1 月 4 日

自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき平成 27 年 12 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
新里歯科医院 那覇市壺屋 2-15-14	医療法人 新里歯科医院 理事長 新里 叡	口腔に関する医療・歯 科矯正に関する医療 (育成医療・更生医療)
しなさき訪問看護ステーション 那覇市長田 1 丁目 17 番地 5	株式会社 志情 代表取締役 屋比久 進	(育成医療・更生医療)

公 告

那覇市公告第 497 号

平成 27 年 12 月 10 日

掲 示 済

保留地の一般公開抽選処分について

保留地を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和57年那覇市規則第10号）第2条の規定に基づき、次の事項を公告します。

那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業
施行者 那覇市
代表者 那覇市長 城間 幹子

1 保留地の位置、地積及び処分価格 真嘉比古島第二地区

地目	街区・画地	地番	面積（㎡）	価格（円）
宅地	117街区 1 画地	那覇市 字松川790番	150.94	19,244,000

2 抽選参加者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができません。

- (1) 未成年者、成年被後見人(禁治産者)及び被保佐人(準禁治産者)並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 保留地の抽選日において、本市内に居住する期間が3ヶ月未満の者。ただし、当該土地区画整理事業に係る権利者を除く。
- (3) 過去10年間に保留地を買い受けた者

3 抽選の日時及び場所

- (1) 日時 平成28年 1 月20日（水）午前11時より
- (2) 場所 那覇市役所 本庁舎 9階 会議室（901号室）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 9 階

4 抽選参加申込みの受付期間及び場所

- (1) 日時 平成27年12月21日（月）から平成28年 1 月15日（木）まで
（午前 8 時30分～午後 5 時15分。ただし、土日祝日を除く。）
- (2) 場所 那覇市役所 市街地整備課 区画整理グループ
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁 9 階 電話862-9137

5 その他抽選に必要な事項

- (1) 抽選参加の申込みは、1 世帯又は1 法人につき 1 筆とします。
- (2) 抽選参加の申込みは、所定の抽選参加申込書により必要な書類を添えて、申込受付期間内に、直接、市街地整備課 区画整理グループ窓口にて行うこと。
- (3) 抽選参加申込書等は、市街地整備課 区画整理グループ窓口で配布します。

※ なお、一般公開抽選において売却の決定がなかった保留地が生じた場合は、上記「2 抽選参加者の資格」の（2）、（3）に該当する者への処分も可とする。

那覇市公告第 504 号

平成 27 年 12 月 15 日

掲 示 済

所有者不明土地（墓地）の所有権申請について

那覇市が管理している下記の所有者不明土地（墓地）について、所有権を申し立てる者がいるため、公告する。申立人以外に所有権を主張するものがあれば、期日までに届け出られたい。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- 1 所 在 地 那覇市首里大名町一丁目 142 番 3
 - 2 届出の期日 平成 28 年 6 月 14 日
 - 3 届 出 先 那覇市総務部管財課
-

那覇市公告第 505 号
平成 27 年 12 月 15 日
掲 示 済

所有者不明土地（墓地）の所有権申請について

那覇市が管理している下記の所有者不明土地（墓地）について、所有権を申し立てる者がいるため、公告する。申立人以外に所有権を主張するものがあれば、期日までに届け出られたい。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- 1 所 在 地 那覇市字安謝 659 番 5
- 2 届出の期日 平成 28 年 6 月 14 日
- 3 届 出 先 那覇市総務部管財課

那覇市公告第 508 号
平成 27 年 12 月 16 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 509 号
平成 27 年 12 月 16 日
掲 示 済

那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定プロポーザルの実施について

那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業 務 名 | 那覇市新文化芸術発信拠点施設基本設計業務 |
| (2) 業務内容 | 那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事に係る基本設計 |
| (3) 履行期間 | 契約日の翌日から平成 29 年 3 月 18 日まで(予定)
(詳細は募集要項を参照) |

2 選定方法

設計者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、応募の資格要件を満たす者で、参加表明をしたもののうちから、那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会の審査により、最も優れた提案を行なった提案者を最優秀提案者として選定する。

3 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、基本設計業務に関する高い知見を有するもので、募集要項に定める要件を満たす単体企業又は設計共同体とする。

4 手続等

（1）事務局

那覇市 市民文化部 文化振興課 新市民会館建設室

〒902-0064 那覇市寄宮 1 丁目 2 番 1 号（那覇市民会館内）

電話：098-917-2395 FAX：098-855-5089

E-mail：c-bunka001@neo.city.naha.okinawa.jp

本市ウェブサイトURL：

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/bunka/sinsiminkaikan/kihonnsekei.html>

（2）募集要項等の配布

平成 27 年 12 月 16 日（水）から平成 28 年 1 月 25 日（月）の間に、本市ウェブサイトからダウンロードすること。ただし、参考資料のうち「周辺環境整備基礎調査報告書（CD データ）」については、事務局窓口にて直接配布する。

（3）質疑の受付・回答

① 受付期間：平成 27 年 12 月 16 日（水）から平成 28 年 1 月 4 日（月）午後 5 時 15 分まで

② 提出方法：「質疑書（様式 2）」により、電子メール又は FAX にて提出。

なお、質疑書提出後は、受信確認のために必ず事務局へ電話すること。

③ 回 答：平成 28 年 1 月 8 日（金）までに本市ウェブサイトに掲載する。

（4）参加表明書等の受付

① 提出期間：平成 28 年 1 月 12 日（火）から平成 28 年 1 月 25 日（月）

土・日・祝日を除く 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

② 提出方法：事務局に直接持参（郵便及び FAX による受付は行わない）。

5 委託業務の締結

本プロポーザルの第二次審査結果を踏まえ、選定委員会からの答申を得た最優秀提案者を優先交渉権者として、本市は業務委託の契約締結交渉を行う。

なお、優先交渉権者が本プロポーザル終了後に失格事項に該当すると認められた場合、又は契約締結交渉が不調となった場合は、次点者と業務委託の契約締結交渉を行う。

6 失格要件

次の要件に一つでも該当する場合は、失格とする。

- (1) 応募者 1 者につき複数の提案を行った場合。
- (2) 応募者が、本プロポーザルに定める要項、手順、手続き、提出期限等を遵守しない場合。
- (3) 提出書類が、本募集要項等に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 第三者の著作権を侵害する提案をした場合。
- (7) その他、本プロポーザルの適正な執行を妨げる行為があると認められる場合。特に、本プロポーザルの公示日から本業務の契約締結までの間に次の者に、直接、間接を問わず接触したことが認められる場合。
 - (ア) 選定委員会委員
 - (イ) 事務局関係者（本募集要項に定める手続きを除く）

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨、時間及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 条）に定めるものとする。
- (2) 本募集要項に定める提出書類の作成並びに公開プレゼンテーションへの参加費用等、本プロポーザルに係る全ての費用は、応募者の負担とする。

那覇市公告第 519 号
平成 27 年 12 月 22 日
掲 示 済

那覇市公園駐車場有料化に関する社会実験の公募について

那覇市公園駐車場有料化に関する社会実験の公募について、次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 社会実験を行う公園駐車場

①新都心公園

- ・新都心公園駐車場（141 台、約 3,445 m²）
- ・NHK 側駐車場（11 台、約 349 m²）

②漫湖公園

- ・多目的広場側駐車場（55 台、約 2,288 m²）
- ・古蔵中学校側駐車場（22 台、約 574 m²）

2 管理運営の条件

公募要項第 18 条のとおり。

3 施設設置管理許可の期間

社会実験の施設設置管理許可の期間は、許可日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。但し、社会実験終了時の検証結果、本格実施することとなった場合は、今回の許可を受けた者に限って 2 年間は更新可能とする。

その後の更新については、新たに公募を行う。

4 公募入札参加資格

- （1）社会実験の目的に賛同する駐車場管理に意欲のある者であること。
- （2）公募入札参加者は、公募要項を熟覧のうえ、入札すること。
- （3）有料駐車場の運営実績が平成 24 年度から 3 年以上連続してあること。
- （4）本市に本店・支店・事業所・営業所を有し、本市内で有料駐車場を運営し、健全な経営をしている法人であること。
- （5）次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 会社の更正、再生、破産又は清算の手続きを行っている者
 - ウ 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - エ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられその執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

5 公募要項の配付

公募要項及び各様式は、平成 27 年 12 月 22 日（火）から平成 28 年 1 月 13 日（水）の 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間に、那覇市公園管理課窓口（本庁 8 階）で配布する。（土曜、日曜及び祝日を除く。）

※那覇市公園管理課のホームページからもダウンロードを行うことができます。

6 公募期間

公募期間は、平成 27 年 12 月 22 日（火）から平成 28 年 1 月 13 日（水）までとする。

7 有料化の許可方法

社会実験における駐車場管理は、都市公園法第 5 条第 1 項に基づく施設設置管理許可を公園管理者以外の者に与えることで行う。

8 有料化の開始

社会実験は、平成 28 年 4 月から実施する。

9 入札参加申込

入札参加申込は、入札参加申込書に必要書類を添付し、平成 28 年 1 月 13 日（水）の 17 時 00 分までに、那覇市公園管理課窓口（本庁 8 階）へ持参し提出すること。

入札参加申込に必要な書類

- ・社会実験における駐車場管理の入札参加申込書（様式 1 公募要項）
- ・法人登記簿
- ・税金滞納証明書
- ・誓約書（様式 2 公募要項）

10 予定価格

入札における使用料の予定価格は、1000 万円とする。

11 落札者の決定、入札

納付することができる使用料をもって入札を行い、その最高額を提示した者を落札者とし、入札は様式 4 により行うこと。

12 入札の日時及び場所

入札日及び入札場所は、次のとおりとする。

日時	平成 28 年 1 月 18 日（月）	14 時
場所	那覇市役所本庁 8 階	801 会議室

13 問合せ先

那覇市建設管理部 公園管理課 担当：仲真、玉代勢、瀬長

住所 〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-951-3239

FAX 098-951-3206

E-mail b-kouen001@neo.city.naha.okinawa.jp

※ 詳細については、公募要項にてご確認ください。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 21 号

平 成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 482 号
指定工事店名	連進工業
営業所所在地	糸満市字糸満 734 番地の 1
代表者名	知花 進
有効期間	自 平成 27 年 12 月 3 日
	至 平成 32 年 3 月 31 日

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

平成 28 年 1 月 4 日

那覇市監査委員

同

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

翁 長 俊 英

高 良 正 幸

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

第 1 監査の請求

1 請求人

金城 照子

鈴木 美奈

2 請求書の提出日

平成 27 年 10 月 16 日

3 請求の要旨（原文のとおり）

(1) 請求の要旨

ア 若狭海浜公園内に那覇・福州友好都市交流シンボルづくり事業（以降本件事業）により設置された一対の龍の柱の工事を即時停止し、速やかに撤去することを求める。

イ 本件事業は、民意を得ることなく進められ、度重なる計画変更、工事の遅れ、市当局の不手際により市民の多額な血税が不当に支出されており、このような事態を招いた翁長雄志前市長及び城間幹子市長の責任は重大である。よって、両名に対しこの損害分を市民に弁済することを求める。

(2) 請求の理由

ア 本件事業は、大型旅客船が寄港する那覇クルーズターミナルの出入り口と那覇空港からうみそらトンネルを抜けて那覇市に入る合流地点に建設されたものである。ここは、いわば那覇市の顔となる玄関口であることから事前に広く市民の理解を得るべきであった。本件事業を知り得た市民の多くは爪の本数でチャイナの華夷秩序の序列を表す（4 本爪は冊封国）龍のシンボルを那覇市の玄関口に建設する事は好ましくないとする意見を持つ人が少なく無い。

イ それにも係わらず市当局は、市内にある 200 近くの自治会の内の僅か 7 箇所、それも自治会長のみの了解を取り付けただけで、事前に市民に対する龍柱の説明会を一度も開催することもなく、事前に市の広報誌で明確な事業計画を示した事も無く、アリバイ作りのように市役所のホームページで平成 25 年 7 月に 2 週間だけ意見を求めた（但し、寄せられた意見は 1 件）だけで龍柱の建設を決定した。因みに本件事業に対する反対署名は市民等により 3 万筆弱届けられている。

ウ 通常、このような公共の工事がなされている現場では周囲の人々に理解を得る目的で法定掲示物以外にも建設中の工事の完成予想図を掲示するものであるが、本件事業に関してはその工事が開始された平成 26 年 8 月から今日に至るまでただの一度たりとも完成予想図が掲示されたことは無く、当方の再三の指摘にも応じた事は無かった。

エ そもそも龍の柱の計画は、曖昧さが随所にあり公共工事として不適切かつ不誠実であった。当初の計画では、平成 24 年 12 月議会にて一括交付金を活用

して予算規模 1 億 2,400 万円をもって久米至聖廟の建設される松山公園内に高さ 3 m から 5 m の龍の柱 1 本を平成 25 年度中に建設する計画であった。ところが、翌平成 25 年 6 月議会では 1 億 3,000 万円を追加増額し、本件事業（15 m の龍の柱 2 本）に変更された。本件事業は、当初の計画から石材の規模が 6 倍以上になったにも関わらず、予算規模が 2 倍にしかになっておらず、計画そのものに整合性が無いと言わなければならない。また、当初の完成予定が 25 年度中から 26 年度中に変更され、更に 27 年 12 月中へと度々延期されているが、その主たる原因は本件事業の計画の曖昧さと請負業者に対し適切な管理指導がなされていなかった所以である。その 1 工事を請け負った株式会社沖栄建設は、石材の切り出しと加工（細工）をする現場を監督する責務があったにも関わらず、龍柱パーツの納期が大幅に遅れ、納入されたパーツは粗悪なものでかつ未完成であった。それは、事実証明の写真 A にあるように支柱に石材を通す為の内径が規定通りに加工されていなかったこと（龍柱を支える支柱の基礎工事とパーツを積み上げるその 2 工事請負業者の琉球建設株式会社（以降その 2 業者）が証言）、写真 B・C にあるようにおおよそ日本の石材業者では考えられない粗といわれる紋様を表に出して制作されていること、写真 D にあるように亀裂の入り易い石材を用いていることで明確である。更に、構造計算やボーリング調査等を請負った有限会社構研テクノス（以降テクノス社）に対し、地質調査に必要な情報を提供する事を怠ったことが指摘されている。テクノス社のボーリング調査も事前に情報を収集していれば、地下に埋設されていた雨水管を貫通させてしまう事故は無かった。因に、開いてしまった雨水管の穴は現在も補修されないままとなっている。この貫通事故により龍柱建設予定地をずらした事、当初地下 55m を予定した基礎杭 4 本が 25m の摩擦杭 8 本に変更した事などずさんさが目立つ。そして、その 2 業者は工事完了予定の平成 27 年 3 月 24 日を 7 月まで延長することを担当部署に内諾してもらったはずだが、市から突然解約されたと、本年 4 月下旬から開催された龍柱建設に関する補正予算を審議する議会で証言している。それ故、ペナルティを負わされるなら訴訟も辞さないとしたとのこと。その主張の主たるものは、契約に無い（未完成の龍柱パーツを加工しなければならなかった）工事をさせられた事により工期と費用が増大したというものだった。

オ 以上のように本件事業は、計画の曖昧さ市当局の不手際は弁明の余地が無いほどであるが、最も責任が重大なのは次に挙げるように市民の血税を不当に支出した事である。本件事業は平成 25 年 12 月の時点では、予算額 2 億 6,700 万円で内交付金負担 2 億 1,360 万円、市の一般予算からは 5,340 万円の支出で行われるはずであった。ところが、度重なる計画に変更、工事の完成の予定が立たなかったことにより、市の当局者は確認を怠り、事故繰越の手続きを行わ

なかった。この不手際は明確な落度でありかつ違法である。本件事業の遂行に権限を有している市長の責任は重大である。それにより、本件事業は、1 億 296 万円の補正予算を加え総額 3 億 3,000 万円にも膨らみ、市民の血税は、約 5,000 万円で済むところを約 2 億 2,000 万円という当初計画の 4 倍にも及ぶことになった。このような事態を招いた翁長雄志前市長及び城間幹子市長の責任は重大である。よって那覇市に対し、両名に対しこの損害分として 1 億 7,000 万円の損害賠償を請求することを求める。

カ また、建設された龍柱は市民の民意を反映していないばかりか、県内外の多くの方々から反発されていることは観光立県としては看過出来ない致命的問題である。さらには高さ 15m という龍の石柱は世界に存在せず、通常の状態でも安全性が確保されたとは言い難く、むしろこの一帯は埋め立て地であるため震災による液状化の恐れがあること、加えて海沿いに建設されたため常に風と海水の影響を受け劣化が懸念される。ましてや近年は地球の温暖化の影響から巨大で猛烈な台風が近海で発生していることから、安全性に不安のある龍柱の工事は直ちに停止し、速やかに撤去すべきである。

4 事実証明書

(1) 平成 27 年 10 月 16 日提出

ア 石材の出来形

(ア) 写真（A）の写し

阿型（阿形）5（B）

(イ) くり貫き出来形図（阿形）-1, 2, 3

(ウ) 寸法計測状況写真の写し

イ 写真（B）の写し

阿型（阿形）の粗（H27. 3. 28）の状況

ウ 写真（C）の写し

咩型（咩形）の粗（H27. 4. 29）の状況

エ 写真（D）の写し

咩型（咩形）（H27. 3. 28）、咩型（咩形）（H27. 4. 10）の状況

オ 杭基礎工法の選定

カ 龍柱建設反対署名の筆数を記載したメモ

キ 平成 27 年 4 月那覇市議会臨時会の議事録抜粋

(2) 平成 27 年 11 月 16 日提出

ア ボーリングデーターの写し

(ア) 阿形箇所

ボーリング（B-1）

(イ) 咩形箇所

ボーリング（B-2）

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、これを平成 27 年 10 月 26 日に受理した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 指定された職員

前那覇市長翁長雄志及び那覇市長城間幹子

(2) 請求人が求める措置内容

ア 友好都市交流シンボルづくり事業の工事停止及びシンボル像の撤去

イ 翁長雄志前市長及び城間幹子市長への 1 億 7,000 万円の損害賠償請求

(3) 判断すべき内容

ア 友好都市交流シンボルづくり事業の工事停止及びシンボル像の撤去の勧告を行うか否か。

イ 当該事業に係る 1 億 7,000 万円の一般財源による公金の支出が市の損害に当たるか否か。

2 監査対象部局、現地調査及び関係職員の事情聴取

建設管理部花とみどり課及び企画財務部企画調整課を監査の対象部局とし、関係職員に対し関係書類の提出を求めるとともに、平成 27 年 11 月 5 日に現地調査を行い、平成 27 年 11 月 18 日に関係職員として花とみどり課長及び企画調整課長に対し事情聴取を行なった。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき平成 27 年 11 月 16 日を期限として証拠の提出の機会を設けたところ、11 月 16 日に新たな証拠として上記第 1 の 4 事実証明書(2)に記載した 1 点の提出があった。

また、平成 27 年 11 月 18 日に請求人から陳述が行なわれた。

4 関係職員の陳述

関係職員に対し、法第 242 条第 7 項の規定に基づき平成 27 年 11 月 18 日に陳述を聴取した。その際、同条同項の規定に基づき請求人が立ち会った。

なお、関係職員の陳述に対し請求人から、以下の意見があった。

(1) 友好というのであれば、龍は向こうのシンボルであるから、最も日本的な鳥居を福州市の入り口に建ててください。

(2) 沖縄の文化は、第一尚志をないがしろにして第二尚志からの歴史を考えるから首里城の龍がいかにも沖縄の象徴だと言っているが、これは間違い

である。

- (3) 龍柱が暴風などで倒れたときに、誰が責任を持つのか、責任の所在をはっきりさせてほしい。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

- (1) 那覇・福州友好都市交流シンボルづくり事業(以下「当該事業」という。)は、沖縄振興特別推進交付金(内閣府が沖縄県を經由して交付する県支出金。以下「一括交付金」という。)を活用し計画されている。
- (2) 当該事業は、当初平成 24 年 12 月議会に提案された補正予算に 1 億 2,400 万円を計上し、松山公園内に 1 基の龍柱（シンボルモニュメント）を建設する計画であった。その後、平成 25 年 6 月議会に提案された補正予算で 1 億 3,000 万円を追加計上し、若狭緑地に市道を挟む形で一対（2 基）の龍柱を建設する計画に変更された。
- (3) 当該事業は、平成 25 年度事業費の事故繰越について国との調整が整わなかったことから、平成 25 年度事業での未施工分と周辺整備を含めた費用として平成 27 年 4 月臨時議会に提案された補正予算で 1 億 296 万 1,000 円を追加計上している。
- (4) 当該事業の基礎杭は、当初設計では島尻泥岩層を支持層とし、1 基当たり約 50m の鋼管杭 4 本で本体構造物を支える計画であった。ところが、基礎工事施工中に約 30m 付近で鋼管杭を押し込めなかったことから杭の構造計算の見直しを行っている。当局は、構造計算の見直しのため行ったボーリング調査結果から杭周面の摩擦力を考慮し、1 基当たり約 25m の鋼管杭 8 本で構造物の安全を図るように変更を行っている。
- (5) 当該事業は、平成 25 年 7 月 2 日に龍柱を建設する地域の 6 自治会長へ説明を行い、那覇市のホームページで意見募集（2 週間）を行っている。
- (6) 龍柱のデザインは、「那覇・福州友好都市交流シンボルづくり外部有識者検討委員会」で検討した結果、琉球王国独特の形態を持った龍柱として首里城正殿前の大龍柱をモチーフとしたデザインに決定されている。
- (7) 当局は、石材のひびについて平成 27 年 6 月 9 日に非破壊試験を行い、畔形の 2 段目のみにひびの最大深さ 5 mm が 1 箇所、ひびの最大深さ 10mm が 2 箇所及びひびの最大深さ 19 mm が 1 箇所の計 4 箇所を確認している。なお、ひびの箇所は、石材の厚さが約 650 mm あることからひびは表面的であり、また、2 段目の石材には 3 段目以降の重量がかからないことから構造上問題はない。また、当局は、雨水の侵入を防ぎ、石材の風化やひびの対策のため、石材全体のコーティングを計画している。

2 請求人の陳述

請求人の陳述は、請求書の内容に加えて次のような補足説明があった。

- (1) 建設場所が、那覇市の玄関口であり、同時に沖縄県の玄関口であるにも関わらず、爪の本数によって位が決められている（1986 年 9 月、西村貞雄琉大教授「龍柱について」の論文）龍の柱を市民や県民から意見を求めることも、理解を得るように周知することもせず、むしろ隠すかのようにこの事業が進められてきた。
- (2) 中国は、尖閣諸島の領海、領空を侵攻侵略している。中国は、沖縄を琉球という名称で中国の領土であるかのように主張している。
- (3) この事業は、度重なる計画変更、工事完了時期の変更、予算の増額など事業計画がずさんで、市民に対し不誠実である。
- (4) 今回建設される龍柱は、当初計画では支持杭を標高－55mの強固な支持層（島尻層）まで打ち込む計画をして予算も組まれていた。しかし、主に経済的理由で 25 メートルの摩擦杭に変更しているが、その根拠は明確に示されていない。支持杭 8 本（阿形、吽形合わせて 16 本）の内 1 本も強固な支持層に到達していない。
- (5) 過去に琉球石灰岩を支持層に考えた論文が出ているが、実験データが出ていない。石灰岩を支持層にした建造物は、今のところ見当たらない。
- (6) 阿形、吽形のそれぞれのボーリング結果には地質的に大きな違いがあるにも関わらず、摩擦杭の深度が共に標高－25mであることも整合性が無く理解し難い。若狭海浜公園が市民の緊急避難場所となっていることから、倒壊の危険性がある龍柱は早急に撤去するように勧告することを請求する。
- (7) 龍は、中国皇帝のシンボルである。龍は、首里城にあるから沖縄の文化であると言うが、これは間違っている。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述は、おおむね次のとおりである。

(1) 花とみどり課長の陳述

ア 当該事業は、那覇市と中国福州市が昭和 56 年に友好都市を締結し、平成 23 年で 30 周年を迎えたことから、今後も両市の友好交流を祈念しシンボル像を建設する事業である。また、市の新たな玄関口にゲートのデザイン性のシンボルモニュメントを設置することにより、都市地域の魅力づくり、観光都市としての魅力向上に資する事業である。

イ シンボルモニュメントのデザインは、有識者による検討委員会などで、福州市との友好交流の歴史、沖縄の特色等を勘案し、琉球王国独自の形態を持った龍柱として首里城正殿前の大龍柱をモチーフとしたデザインに決定されている。

ウ 当該事業は、当初、平成 24 年度一括交付金を活用して松山公園内に 1 基の龍像を設置するものとして、1 億 2,400 万円の予算を計上した。その後、若狭緑地にゲート性を高めるものとして、高さ 15 メートルの一对（2 基）の龍柱を設置することになり、平成 25 年 6 月議会において 1 億 3,000 万円の予算を追加計上した。

エ 当該事業の期間が延びたことについては、石材の切り出しにおける現地鉱山での天候不良と作業人員の確保ができなかったこと、杭の設計変更、請負業者の資材調達の遅れ、石材仮設に係る下請業者の確保ができなかったことなどによるものであり、これらについて適切な対応を図るため事業期間を延長した。

オ 当該事業の整備工事は、平成 27 年 11 月現在、阿形、畔形とも龍柱本体の設置工事は完了し、周辺整備工事、付帯工事、外構工事を残すのみとなっており、平成 27 年 12 月末の完了を見込んでいる。

カ 設置された龍像を撤去した場合、現在までの建設費用が無駄になること、補助金などの返還及び原状回復費用など新たな費用も発生すること、また、国際観光都市・那覇の新たなランドマークとして最大限の魅力を引き出し地域経済の活性化及び観光振興に貢献する事業になるよう取り組むことなどの議会の議決に反すること。

キ 以上のことから、請求者が求めている当該事業の工事の停止、シンボル像の撤去及び損害の弁済については応じられない。

(2) 企画調整課長の陳述

事業の経緯を含めて本市の考え方については、花とみどり課長が申し上げたとおりである。本市としては、議決機関である議会において予算に係る議決を経ながら所要の手続きがとられたものだと認識している。

よって、措置請求には応じられない。

4 監査委員の判断

(1) 友好都市交流シンボルづくり事業の工事停止及びシンボル像の撤去について

請求人は、法第 242 条第 3 項に規定する「当該行為の停止勧告」に基づき、龍柱の安全性が確保されていないとして当該工事の停止と撤去を求めている。

同法同条第 3 項は、監査委員が「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるとき」に当該行為の停止勧告をする旨規定している。そこで当該事業についてみると、市の行った構造計算により、現在工事中の龍柱（2 基）は、暴風時、地震時及び液状化について、道路橋の設計等

に準じて沖縄の地域特性、建設地の地盤特性を考慮し、本体、台座、基礎の各部分において安全性が確認されている。しかし、請求人は陳述において、支持杭（16 本）の内 1 本も強固な支持層に到達していないこと、阿形及び吽形のそれぞれのボーリング結果に地質的に違いがあるにも関わらず、摩擦杭の深度が共に 25m であることは整合性がないことなどを理由に当該龍柱の倒壊の危険性を主張している。しかし、請求人の摘示は、その他提出された証拠等を含め総合的に判断しても、市の実施した構造計算の安全性を覆すに足る疎明があったとは認められないことから、工事停止及びシンボル像の撤去勧告は行わない。

(2) 請求人が損害と主張する 1 億 7,000 万円の一般財源の支出について

請求人は、市が当該事業の実施に当たり、「度重なる計画の変更」及び「事故繰越の手続きを行わなかった」こと等により、一般財源が当初計画の約 5,000 万円から 4 倍の約 2 億 2,000 万円になったとして、市に 1 億 7,000 万円の損害が生じたと主張する。すなわち、請求人は、本来、一括交付金を財源（事業経費の 10 分の 8 を充当）として実施されるべき事業が、市当局の「計画の曖昧さ」及び「不手際」により、交付金の一部交付されず、一般財源により補填されたことを「違法」な支出と主張しているものと理解できる。

そこで、請求人の摘示する市の損害額 1 億 7,000 万円について検討する。なお、当該 1 億 7,000 万円は、下記のア及びイで述べるとおり、一般財源の増額 7,402 万 3,000 円及び一般財源による 1 億 296 万 1,000 円の予算計上額の合算額 1 億 7,698 万 4,000 円を指すものと理解する。

ア「度重なる事業計画の変更」に伴う損害について

市は、松山公園内に龍柱（1 基）を設置する当初計画を、若狭緑地に高さ 15 m の一対（2 基）の龍柱とする計画変更を行った。当該 2 基の設置は、それぞれ単年度事業（平成 24 年度及び平成 25 年度事業）として、沖縄県知事から一括交付金の交付決定（平成 24 年 12 月 18 日付け沖縄県指令企第 264 号及び平成 25 年 7 月 5 日付け同指令企第 185 号。）を受けていた。その後市は、一対（2 基）の製作、設置を一つの事業として、平成 24 年度事業は製作・運搬、平成 25 年度事業は設置とすることが合理的であると判断し、事業を執行した。このことが平成 27 年 2 月以降、市と国（以下「内閣府」という。）との「考え方に差異が生じた」結果、交付決定の一部取り消し（平成 27 年 2 月 27 日付け沖縄県指令企第 124 号及び同年 3 月 27 日付け同指令企第 125 号）があり、一括交付金が減額され一般財源の増額（7,402 万 3,000 円）となったものである。

また、市が実施する平成 27 年度単独事業（整備工事（その 3））の実施に係る予算 1 億 296 万 1,000 円から整備工事（その 2）の未執行額（事故繰越予定額）3,258 万 1,000 円を除いた 7,038 万円は、照明、擁壁等の外構の整備、工

事の中断期間に係る警備、借地料の支払い等に要する経費となっている。

イ 「事故繰越の手続きを行わなかった」ことに伴う損害について

市は、当該工事（整備工事（その2））の請負業者である琉球建設産業株式会社（以下「請負業者」という。）により石材架設に係る下請業者の確保ができなかったことを理由に、平成27年度への事故繰越予定額3,258万1,000円について、沖縄県（以下「県」という。）及び内閣府との調整を行ってきた。しかしながら、内閣府から当該理由では「非常に厳しい」との認識が示され、市は、事故繰越の対象となる整備工事（その2）の工期末日までの調整が整わなかったことから当該繰越を断念したものである。その結果、市は、平成27年度単独事業（整備工事（その3））として一般財源により1億296万1,000円を予算計上（平成27年4月市議会臨時会）することとなった。

ウ そこで、上記ア及びイの市が当初予定した一括交付金が交付されなかったことが、市に損害が発生し、また、市が財産の管理を怠ったか否かを検討する。

広島高等裁判所（昭和63年4月18日判決）は、関係法令により（所定額の）国庫負担金請求権を有するに拘わらず、同所定額を下回った金額の交付を受け、市が差額相当分の損害を蒙り、市長が財産の管理を違法、不当に怠ったとして、同市（山口県下松市）の損害回復に必要な措置を講ずることを求める旨の事案において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）の「諸規定の内容、交付決定の法的な性質に鑑みると、補助事業者等が国に対して有する補助金等についての具体的な請求権は、適正化法上の交付決定によるその効果としてはじめて発生するものとみるのが相当であり、換言すれば、補助事業者等は、適正化法による交付申請、交付決定の手続きを経由しないで、国に対して直接補助金等の支払を請求することは許されないものといわなければならない。」と判示している。

これを、本件請求に係る上記アについて検討してみると、市が合理的と認識して執行した事業は、前述のとおり、後に県知事の交付決定の一部が取り消されたことにより、その部分に係る市の一括交付金の請求権としての具体的な権利（法第237条第1項に規定する債権としての財産）は生じなかった。また上記イについても、事故繰越について内閣府との調整が整わなかった結果、同じく、市の一括交付金の請求権は発生していない。すなわち、上記ア及びイの両事案において、市に具体的権利としての一括交付金の請求権が存在しないため、住民監査請求の対象となる財産に該当せず、市への損害は発生しなかったものである。よって、請求人が求める損害賠償請求の措置は「その前提となる国庫負担金請求権の発生が否定される以上、理由がないもの（同広島高裁判決）」であり、市の財産の管理を怠る事実も存在しない。

エ また、請求人の摘示する一般財源の支出は、上記ア及びイの理由から当初計

画に変更が生じたものの、市は、当初の目的を達成するとの政策判断により事業の継続を決めたものである。そして、当該政策に基づき行った職員の財務会計行為（整備工事（その 1）に係る支出（前金払い計 4,717 万 4,000 円、清算払い計 6,902 万 8,600 円）等、整備工事（その 2）に係る支出（前金払い 3,853 万円、清算払い 4,426 万 5,400 円）等及び整備工事（その 3）に係る支出負担行為（契約額 9,590 万 4,000 円。現在、事業執行中のため支出はない。））は、その手続きにおいても何ら不当若しくは違法と指摘する事実は存在しない。また、当該事業の完成後は、龍柱（2 基）が市の財産として街づくり及び観光資源等として有効活用が期待できるものであり、請求人の 1 億 7,000 万円の支出が市の損害とする主張は認められない。

5 結論

以上のことから、龍柱の工事の即時停止及び速やかな撤去並びに前市長及び市長に対する損害賠償の措置を求める本件監査請求は、請求の理由がないものであり、棄却が相当と判断する。

6 意見

- (1) 市は、事業計画の変更に当たって、一対（2 基）を一事業として製作し、設置とすることが効率的かつ効果的とし、事業を進めてきた。しかし、計画変更に伴い必要な関係文書の作成及び提出がなされてなく、結果として内閣府の承認が得られなかった。多額の国庫支出金を活用し、かつ本市の街づくりや観光振興に資する重要な事業であれば、事務処理に際しては、慎重かつ丁寧な取り組みが必要であったと思料する。
- (2) 市は、整備工事（その 2）の事故繰越ができなかった場合、事業の完成に向けて多額の一般財源の財政負担が見込まれたことから、相当の危機感をもって関係機関と調整を行ってきた。結果として内閣府の理解が得られなかったとするが、一般財源の多額の支出は、市の財政が一層厳しい状況にあることを慮れば、当該財政負担の回避に向けて、関係機関等との調整になお相応の努力をする余地があったものと思われる。職員は、地方自治体の事務の処理に当たっては「最小の経費で最大の効果を挙げるよう」求める法第 2 条第 14 項の趣旨を真摯に受け止め、事務の執行に務めることを望みたい。
- (3) 龍柱の設置工事は、結果として一般財源の大幅な増額となっているが、整備工事（その 3）について、去る 11 月 5 日に実施した監査委員（全員）の現場調査によっても順調な進捗が確認されている。

なお、当該事業については、シンボル像としての龍柱の設置、事業計画の進め方等から事業そのものに反対する意見もある。しかし、事業を中止した場合、補助金の返還（適正化法第 18 条第 1 項）、原状回復に必要な費用等にさらなる財政負担が必要となり、一般財源の支出が増大する。龍柱の設置事業は市と福州市の

交流記念として、また、ゲート的デザイン性のシンボルモニュメントとして、地域及び観光都市の魅力づくりに資するものと期待できる。そうであれば当該事業の完成に注力し、その後の管理に際し有効活用に努め、本市のまちづくりに寄与することを強く望むものである。

7 その他

一括交付金の交付決定がなく、国庫支出金請求権がないことなどから市の損害も発生しないため、職員の市の財産権への侵害は否定されるが、以下、請求人の主張する不当及び違法行為について検討する。

(1) 「度重なる事業計画の変更」について

市は、合理的な事業執行の観点から県との調整を踏まえ、平成 24 年度に整備工事（その 1）（一对（2 基）の実施設計、製作）を、平成 25 年度に整備工事（その 2）（一对（2 基）の施工管理、設置）を執行することとし、その後の明許繰越及び事故繰越の承認を経て当該事業に取り組んできている。結果として、平成 27 年 2 月以降の内閣府との調整において齟齬が生じ、一括交付金の減額となった。計画変更の手続きに必要な関係文書（申請書類等）の作成や関係機関との十分な調整がなされなかったことがその理由である。しかし、龍柱を一对（2 基）とする市の施策そのものは県及び内閣府も理解を示している。そうであれば、一对（2 基）を一事業として製作し、設置とすることが効率的かつ効果的とした市の判断は合理的と言える。

(2) 「事故繰越の手続きを行わなかった」ことについて

市は、事故繰越の承認について県を介し、内閣府と調整を行ってきた。しかし、内閣府からは「石材架設に係る下請業者の確保に苦慮している」との理由で承認を得るには「非常に厳しい状況である」との認識を示されている。その後も粘り強く調整を重ねてきたものの当該調整は、整備工事（その 2）の工期末（平成 27 年 3 月 24 日）までに整わず、事故繰越を断念したものである。

市は、整備工事（その 2）が遅延した理由を、①請負業者の資材調達の遅れ、②杭の設計変更、③石材架設に係る下請業者の確保ができなかったこととする。そのうち、①及び②の理由については、工期延長（平成 26 年 12 月 4 日の変更契約）で対処してきたが、③の理由から、結局、工期内の完成に至らなかった。市は、その責任を請負業者の債務不履行にあるとして、契約約款第 46 条第 1 項第 2 号の規定により契約を解除（同年 3 月 25 日）し、同条第 2 項に基づき違約金（請負代金額の 10 分の 1 相当額 1,153 万 7,640 円）の支払いを受けている（平成 27 年 5 月 21 日）。

以上、述べてきた諸事情から総合的に判断すれば、当該事業の執行に当たっては、事業計画の策定及び一括交付金の事務手続きに関し、職員の不当又は違法行為はなかったものと判断する。